

三十五 第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
61-7 削除 (費用として支出された金額のうち所得の金額の計算上損金の額に算入されなかったものの範囲)	<u>(剩余金の処分により支出される金額の範囲)</u> 61-7 措置法令第37条第2項第3号に規定する「配当、賞与その他当該事業年度の剩余金の処分により支出される金額」は、当該事業年度において剩余金の処分として支出された金額だけでなく、当該事業年度において利益積立金額を取り崩して支出された配当、賞与等及び当該事業年度において損金として支出された賞与等で剩余金の処分として支出されるべき金額を含むものとする。
61-10 (1) (2) 法第38条の規定により損金の額に算入されない租税公課（法人税（附帯税を除く。）又は道府県民税若しくは市町村民税を除く。）及び <u>法第55条の規定</u> により損金の額に算入されない隠ぺい仮装行為に要する費用等の額を損金の額に算入した場合のこれらの租税公課及び隠ぺい仮装行為に要する費用等 (3) (利益積立金額が出資総額の4分の1を超える場合のその金額の構成)	 (費用として支出された金額のうち所得の金額の計算上損金の額に算入されなかったものの範囲) 61-10 (1) (2) 法第38条の規定により損金の額に算入されない租税公課（法人税（附帯税を除く。）又は道府県民税若しくは市町村民税を除く。）及び罰科金の額を損金の額に算入した場合のこれらの租税公課及び罰科金 (3) (利益積立金額が出資総額の4分の1を超える場合のその金額の構成)
61-11利益積立金額（当該事業年度において留保した金額を含み、当該事業年度に係る配当その他剩余金の処分により支出する金額を除く。）..... 利益積立金額（当該事業年度において留保した金額を含む。）

三十六 第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前												
<p>(農業用の機械及び装置)</p> <p>61の3-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>別表第七の種類</th><th>左のうち機械及び装置に該当するもの</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具</td><td>動力により作動するもの</td></tr> <tr> <td>.....</td><td>.....</td></tr> </tbody> </table>	別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの	農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具	動力により作動するもの	<p>(農業用の機械及び装置)</p> <p>61の3-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>別表第七の種類</th><th>左のうち機械及び装置に該当するもの</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農作物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具</td><td>動力により作動するもの</td></tr> <tr> <td>.....</td><td>.....</td></tr> </tbody> </table>	別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの	農作物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具	動力により作動するもの
別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの												
農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具	動力により作動するもの												
.....												
別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの												
農作物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具	動力により作動するもの												
.....												

-275-

三十七 第61条の4《交際費等の損金不算入》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業者に金銭等で支出する販売奨励金等の費用)</p> <p>61の4(1)-7</p> <p>(# 法人が特約店等の従業員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）を被保険者とするいわゆる掛捨ての生命保険又は損害保険（役員、部課長その他特定の従業員等のみを被保険者とするものを除く。）の保険料を負担した場合のその負担した金額は、販売奨励金等に該当する。</p>	<p>(事業者に金銭等で支出する販売奨励金等の費用)</p> <p>61の4(1)-7</p> <p>(# 法人が特約店等の従業員（役員及び使用人をいう。以下 61の4(1)-18 までにおいて同じ。）を被保険者とするいわゆる掛捨ての生命保険又は損害保険（役員、部課長その他特定の従業員のみを被保険者とするものを除く。）の保険料を負担した場合のその負担した金額は、販売奨励金等に該当する。</p>
<p>(情報提供料等と交際費等との区分)</p> <p>61の4(1)-8</p> <p>.....従業員等.....</p>	<p>(情報提供料等と交際費等との区分)</p> <p>61の4(1)-8</p> <p>.....従業員.....</p>

改	正	後	改	正	前
(1)			(1)		
(2)			(2)		
(3)			(3)		
(注)			(注)		
(福利厚生費と交際費等との区分)			(福利厚生費と交際費等との区分)		
61 の 4(1)-10			61 の 4(1)-10		
(1) <u>従業員等</u>			(1) <u>従業員</u>		
(2) <u>従業員等（従業員等であった者を含む。）又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用</u>			(2) <u>従業員（従業員であった者を含む。）又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用</u>		
(取引先に対する災害見舞金等)			(取引先に対する災害見舞金等)		
61 の 4(1)-10 の 3			61 の 4(1)-10 の 3		
(注) 1			(注) 1		
2			2		
..... <u>従業員等</u> <u>従業員</u>		
3			3		
..... <u>従業員等</u> <u>従業員</u>		
(給与等と交際費等との区分)			(給与等と交際費等との区分)		
61 の 4(1)-12 <u>従業員等</u>			61 の 4(1)-12 <u>従業員</u>		
(1)			(1)		
(2) <u>従業員等</u>			(2) <u>従業員</u>		
(3)			(3)		

(特約店等の従業員等を対象として支出する報奨金品)

61 の 4(1)-14

.....従業員等.....

(交際費等に含まれる費用の例示)

61 の 4(1)-15 次のような費用は、原則として交際費等の金額に含まれるものとする。ただし、措置法第 61 条の 4 第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける費用を除く。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

.....令第 14 条第 1 項第 8 号イ.....

(10)

(11)

(飲食その他これに類する行為の範囲)

61 の 4(1)-15 の 2 措置法第 61 条の 4 第 3 項第 2 号に規定する「飲食その他これに類する行為」（以下「飲食等」という。）には、得意先、仕入先等社外の者に対する接待、供応の際の飲食の他、例えば、得意先、仕入先等の業務の遂行

(特約店等の従業員を対象として支出する報奨金品)

61 の 4(1)-14

.....従業員.....

(交際費等に含まれる費用の例示)

61 の 4(1)-15 次のような費用は、原則として交際費等の金額に含まれるものとする。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

.....令第 14 条第 1 項第 9 号イ.....

(10)

(11)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>や行事の開催に際して、得意先、仕入先等の従業員等によって飲食されることが想定される弁当等の差し入れが含まれることに留意する。</p> <p>(ii) 例えは中元・歳暮の贈答のように、単なる飲食物の詰め合わせ等を贈答する行為は、飲食等には含まれない。ただし、本文の飲食等に付随して支出した費用については、当該飲食等に要する費用に含めて差し支えない。</p>	
(旅行等に招待し、併せて会議を行った場合の会議費用)	(旅行等に招待し、併せて会議を行った場合の会議費用)
<p>61の4(1)-16 製造業者又は卸売業者が特約店その他の販売業者を旅行、観劇等に招待し、併せて新製品の説明、販売技術の研究等の会議を開催した場合において、その会議が会議としての実体を備えていると認められるときは、会議に通常要すると認められる費用の金額は、交際費等の金額に含めないことに取り扱う。</p> <p>(ii) 旅行、観劇等の行事に際しての飲食等は、当該行事の実施を主たる目的とする一連の行為の一つであることから、当該行事と不可分かつ一体的なものとして取り扱うこと留意する。ただし、当該一連の行為とは別に単独で行われていると認められる場合及び本文の取扱いを受ける会議に係るものと認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>61の4(1)-16 製造業者又は卸売業者が特約店その他の販売業者を旅行、観劇等に招待し、併せて新製品の説明、販売技術の研究等の会議を開催した場合において、その会議が会議としての実体を備えていると認められるときは、会議に通常要すると認められる費用の金額は、交際費等の金額に含めないことに取り扱う。</p>
(下請企業の従業員等のために支出する費用)	(下請企業の従業員のために支出する費用)
<p>61の4(1)-18</p> <p>(1) 従業員等</p> <p>従業員等 従業員等</p> <p>(2)</p> <p>従業員等 従業員等</p> <p>(3) 従業員等</p>	<p>61の4(1)-18</p> <p>(1) 従業員</p> <p>従業員 従業員</p> <p>(2)</p> <p>従業員 従業員</p> <p>(3) 従業員</p>

(4) 従業員等 従業員等

(カレンダー、手帳等に類する物品の範囲)

61 の 4(1)-20 措置法令第 37 条の 5 第 2 項第 1 号.....

(会議に関連して通常要する費用の例示)

61 の 4(1)-21 会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、原則として措置法令第 37 条の 5 第 2 項第 2 号に規定する「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」に該当するものとする。

(イ) 会議には、来客との商談、打合せ等が含まれる。

2 本文の取扱いは、その 1 人当たりの費用の金額が措置法令第 37 条の 5 第 1 項に定める金額を超える場合であっても、適用があることに留意する。

(交際費等の支出の方法)

61 の 4(1)-23

(1)

(2)

(3)

(イ) 措置法令第 37 条の 5 第 1 項に規定する「飲食その他これに類する行為のために要する費用として支出する金額」とは、その飲食等のために要する費用の総額をいう。したがって、措置法第 61 条の 4 第 3 項第 2 号の規定の適用に当たって、例えば、本文の(1)又は(2)の場合におけるこれらの法人の分担又は負担した金額については、その飲食等のために要する費用の総額を当該飲食等に参加した者の数で除して計算した金額が 5,000 円以下であるときに、同号の規定の適用があることに留意する。ただし、分担又は負担した法人側に

(4) 従業員 従業員

(カレンダー、手帳等に類する物品の範囲)

61 の 4(1)-20 措置法令第 37 条の 5 第 1 号.....

(会議に関連して通常要する費用の例示)

61 の 4(1)-21 会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、原則として措置法令第 37 条の 5 第 2 号に規定する「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」に該当するものとする。

(イ) 会議には、来客との商談、打合せ等が含まれる。

(交際費等の支出の方法)

61 の 4(1)-23

(1)

(2)

(3)

改	正	後	改	正	前
		<u>当該費用の総額の通知がなく、かつ、当該飲食等に要する1人当たりの費用の金額がおおむね5,000円程度に止まると想定される場合には、当該分担又は負担した金額をもって判定して差し支えない。</u>			
		(交際費等の損金不算入額を計算する場合の <u>資本金の額又は出資金の額等</u>)			(交際費等の損金不算入額を計算する場合の <u>資本又は出資の金額等</u>)
61の4(2)-1 <u>資本金の額又は出資金の額</u> <u>資本金の額又は出資金の額</u>	61の4(2)-1 <u>資本又は出資の金額</u> <u>資本又は出資の金額</u>
		(税金引当金の区分)			(税金引当金の区分)
61の4(2)-4 <u>利益又は剰余金の処分</u> <u>利益又は剰余金の処分</u>	61の4(2)-4 <u>利益処分</u> <u>利益処分</u>

三十八 第62条の3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改	正	後	改	正	前
		(土地類似株式等の判定)			(土地類似株式等の判定)
62の3(1)-19 <u>発行済株式又は出資</u> (当該発行法人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。)の <u>総数又は総額の</u> <u>株式等の数又は金額の</u> 合計が、当該発行法人の <u>発行済株式等の総数又は総額の</u> 100分の5に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した <u>数又は金額以上</u> である..... <u>発行済株式又は出資</u> (当該発行法人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。)の <u>総数の</u> <u>株式等の数の</u> 合計が、当該発行法人の <u>発行済株式等の総数の</u> 100分の5に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した <u>数以上</u> である.....	62の3(1)-19 <u>発行済株式又は出資</u> (当該発行法人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。)の <u>総数の</u> <u>株式等の数の</u> 合計が、当該発行法人の <u>発行済株式等の総数の</u> 100分の5に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した <u>数以上</u> である.....	(注)
		(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)			(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)

62 の 3(1)−20

(算式)

$$\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数又は金額}} \times \frac{\text{発行法人の発行済株式等の総数又は総額}}{\text{譲渡株式等の数}} + \text{金額} (\text{退職給付引当金の額を含む。})$$

(借地権を消滅させた場合の譲渡対価の額)

62 の 3(2)−7

.....措置法令第 38 条の 4 第 3 項第 1 号.....

(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)

62 の 3(2)−8

.....措置法令第 38 条の 4 第 3 項第 1 号.....

(1)

(2)

(3)

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)

62 の 3(2)−9

.....措置法令第 38 条の 4 第 3 項第 1 号.....

(1)

(2)

(3)

(圧縮記帳に係る積立金がある土地等の帳簿価額)

62 の 3(3)−1積立金.....

62 の 3(1)−20

(算式)

$$\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \frac{\text{発行法人の発行済株式等の総数}}{\text{譲渡株式等の数}} + \text{金額} (\text{退職給付引当金の額を含む。})$$

(借地権を消滅させた場合の譲渡対価の額)

62 の 3(2)−7

.....措置法令第 38 条の 4 第 4 項第 1 号.....

(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)

62 の 3(2)−8

.....措置法令第 38 条の 4 第 4 項第 1 号.....

(1)

(2)

(3)

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)

62 の 3(2)−9

.....措置法令第 38 条の 4 第 4 項第 1 号.....

(1)

(2)

(3)

(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)

62 の 3(3)−1引当金又は積立金.....

改 正 後	改 正 前
.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イ.....積立金..... (イ)積立金.....積立て.....措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号イ.....引当金又 は積立金..... (イ)引当金又は積立金.....繰入れ又は積立て.....
(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分) 62 の 3(3)-2	(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分) 62 の 3(3)-2
.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イからニまで..... ... (1)措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号イからニまで..... ... (1)
(2)	(2)
(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分) 62 の 3(3)-3	(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分) 62 の 3(3)-3
.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イからニまで..... ... (1)措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号イからニまで..... ... (1)
(2)	(2)
(異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算) 62 の 3(3)-4	(異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算) 62 の 3(3)-4
.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号イ..... (イ) 1措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 1 号イ..... (イ) 1
2	2

(仲介行為者が2以上である場合の原価の額の計算)

62 の 3(3)-5

.....措置法令第38条の4第5項第1号ホ.....

(造成費の支出がある場合の譲渡土地等の帳簿価額の累計額の計算)

62 の 3(4)-1 措置法令第38条の4第6項第1号イ、ロ又はハ.....

(期末帳簿価額についての見積計算の不適用)

62 の 3(4)-2 措置法令第38条の4第6項第1号イ(1)若しくは(2)又はロ(1).....

.....

(注) 1

2

(概算法による場合の譲渡経費)

62 の 3(4)-5

措置法令第38条の4第6項.....

(仲介行為の場合における保有期間)

62 の 3(4)-6

措置法令第38条の4第6項第1号.....

(売主及び買主の双方から報酬を受ける場合の概算法による経費の計算)

62 の 3(4)-7

.....措置法令第38条の4第3項第1号.....同条第6項各号.....

(仲介行為者が2以上である場合の原価の額の計算)

62 の 3(3)-5

.....措置法令第38条の4第6項第1号ホ.....

(造成費の支出がある場合の譲渡土地等の帳簿価額の累計額の計算)

62 の 3(4)-1 措置法令第38条の4第7項第1号イ、ロ又はハ.....

(期末帳簿価額についての見積計算の不適用)

62 の 3(4)-2 措置法令第38条の4第7項第1号イ(1)若しくは(2)又はロ(1).....

.....

(注) 1

2

(概算法による場合の譲渡経費)

62 の 3(4)-5

措置法令第38条の4第7項.....

(仲介行為の場合における保有期間)

62 の 3(4)-6

措置法令第38条の4第7項第1号.....

(売主及び買主の双方から報酬を受ける場合の概算法による経費の計算)

62 の 3(4)-7

.....措置法令第38条の4第4項第1号.....同条第7項各号.....

改 正 後	改 正 前
(実額配賦法による場合の経費の範囲) 62 の 3(4)−8 <u>措置法令第 38 条の 4 第 6 項第 2 号</u> 同条第 8 項.....	(実額配賦法による場合の経費の範囲) 62 の 3(4)−8 <u>措置法令第 38 条の 4 第 7 項第 2 号</u> 同条第 9 項.....
(所得計算上損金の額に算入されない費用) 62 の 3(4)−12 <u>措置法令第 38 条の 4 第 8 項</u> (注)	(所得計算上損金の額に算入されない費用) 62 の 3(4)−12 <u>措置法令第 38 条の 4 第 9 項</u> (注)
(宅地建物取引業者の有する土地等) 62 の 3(5)−1 <u>措置法令第 38 条の 4 第 9 項</u> (注)	(宅地建物取引業者の有する土地等) 62 の 3(5)−1 <u>措置法令第 38 条の 4 第 10 項</u> (注)
(居住用家屋の判定) 62 の 3(5)−3 <u>措置法令第 38 条の 4 第 9 項</u>	(居住用家屋の判定) 62 の 3(5)−3 <u>措置法令第 38 条の 4 第 10 項</u>
(地区画整理事業の換地処分により取得した土地等を譲渡した場合の除外規定の適用) 62 の 3(5)−4 <u>措置法令第 38 条の 4 第 10 項第 1 号ロ</u>	(地区画整理事業の換地処分により取得した土地等を譲渡した場合の除外規定の適用) 62 の 3(5)−4 <u>措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 1 号ロ</u>
(造成工事の対価として取得した土地等を譲渡した場合の除外規定の適用) 62 の 3(5)−5 <u>措置法令第 38 条の 4 第 10 項第 1 号ロ</u>	(造成工事の対価として取得した土地等を譲渡した場合の除外規定の適用) 62 の 3(5)−5 <u>措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 1 号ロ</u>

(いわゆる売建方式による場合の除外規定の適用)

62 の 3(5)-6

.....措置法令第 38 条の 4 第 10 項第 1 号イ.....

(構築物の耐用年数の判定)

62 の 3(5)-7 措置法令第 38 条の 4 第 10 項第 1 号イ.....

(造成費用の範囲)

62 の 3(5)-8 措置法令第 38 条の 4 第 10 項第 1 号ロ.....

(土地等の譲渡の日の前日における価額)

62 の 3(5)-9 措置法令第 38 条の 4 第 10 項第 1 号ロ.....

(棚卸資産に該当する土地等を譲渡した場合の取扱い)

62 の 3(5)-10

(注)措置法令第 38 条の 4 第 10 項.....

(代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用)

62 の 3(5)-11

.....措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 3 号.....

(収用対償地の買取りに係る契約方式)

62 の 3(5)-12

.....措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 3 号.....

(1)

(いわゆる売建方式による場合の除外規定の適用)

62 の 3(5)-6

.....措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 1 号イ.....

(構築物の耐用年数の判定)

62 の 3(5)-7 措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 1 号イ.....

(造成費用の範囲)

62 の 3(5)-8 措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 1 号ロ.....

(土地等の譲渡の日の前日における価額)

62 の 3(5)-9 措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 1 号ロ.....

(棚卸資産に該当する土地等を譲渡した場合の取扱い)

62 の 3(5)-10

(注)措置法令第 38 条の 4 第 11 項.....

(代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用)

62 の 3(5)-11

.....措置法令第 38 条の 4 第 12 項第 3 号.....

(収用対償地の買取りに係る契約方式)

62 の 3(5)-12

.....措置法令第 38 条の 4 第 12 項第 3 号.....

(1)

改	正	後	改	正	前
(2)			(2)		
(地方公共団体の出資又はきょ出により設立された法人の意義)			(地方公共団体の出資又はきょ出により設立された法人の意義)		
62 の 3(5)-13 <u>措置法令第 38 条の 4 第 12 項第 2 号イ</u>			62 の 3(5)-13 <u>措置法令第 38 条の 4 第 13 項第 2 号イ</u>		
(建築面積等の意義)			(建築面積等の意義)		
62 の 3(5)-15			62 の 3(5)-15		
..... <u>措置法令第 38 条の 4 第 18 項第 2 号ロ</u> <u>措置法令第 38 条の 4 第 19 項第 2 号ロ</u>		
(床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)			(床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)		
62 の 3(5)-25 <u>措置法令第 38 条の 4 第 27 項第 3 号</u>			62 の 3(5)-25 <u>措置法令第 38 条の 4 第 28 項第 3 号</u>		
(一の住宅の意義等)			(一の住宅の意義等)		
62 の 3(5)-29 <u>措置法令第 38 条の 4 第 29 項</u>			62 の 3(5)-29 <u>措置法令第 38 条の 4 第 30 項</u>		
.....				
(注)			(注)		
(併用住宅の場合)			(併用住宅の場合)		
62 の 3(5)-30			62 の 3(5)-30		
(注)			(注)		
..... <u>措置法令第 38 条の 4 第 29 項</u> <u>措置法令第 38 条の 4 第 30 項</u>		
(床面積の意義)			(床面積の意義)		
62 の 3(5)-31			62 の 3(5)-31		
..... <u>措置法令第 38 条の 4 第 27 項第 3 号</u> <u>措置法令第 38 条の 4 第 28 項第 3 号</u>		
..... <u>同条第 29 項第 1 号</u> <u>同条第 30 項第 1 号</u>		

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)	(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)
62の3(6)-6措置法令第38条の4第35項第2号から第6号まで	62の3(6)-6措置法令第38条の4第36項第2号から第6号まで
(土地等以外の資産がある場合の取得日)	(土地等以外の資産がある場合の取得日)
62の3(6)-7措置法令第38条の4第35項第3号から第6号まで	62の3(6)-7措置法令第38条の4第36項第3号から第6号まで
(取得日の異なる土地等がある場合の区分)	(取得日の異なる土地等がある場合の区分)
62の3(6)-8措置法令第38条の4第35項第3号から第6号まで (イ)	62の3(6)-8措置法令第38条の4第36項第3号から第6号まで (イ)
(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)	(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)
62の3(6)-10 措置法令第38条の4第31項又は第32項同条第30項 (イ)	62の3(6)-10 措置法令第38条の4第32項又は第33項同条第31項 (イ)

三十九 第63条(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)関係

改 正 後	改 正 前
(措置法第29条の適用がある場合の譲渡利益金額の通算の特例) 63(1)-3短期所有土地等(措置法第63条第2項第1号の規定の適用を受ける土地等の譲渡に係る土地等をいう。以下同じ。)	(措置法第29条の適用がある場合の譲渡利益金額の通算の特例) 63(1)-3短期所有土地等(措置法令第38条の5第1項第4号に規定する短期所有土地等をいう。以下同じ。)

改 正 後	改 正 前
(土地類似株式等の判定) 63(1)-20 <u>発行済株式又は出資</u> （当該発行法人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。） <u>の総数又は総額の</u> <u>株式等の数又は金額の合計が、当該発行法人の</u> <u>発行済株式等の総数又は総額の</u> 100分の5に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した <u>数又は金額以上である</u> 。 註	(土地類似株式等の判定) 63(1)-20 <u>発行済株式又は出資</u> （当該発行法人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。） <u>の総数の</u> <u>株式等の数の合計が、当該発行法人の</u> <u>発行済株式等の総数の</u> 100分の5に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した <u>数以上である</u> 。 註
(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算) 63(1)-21 (算式) $\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数又は金額}} \times \frac{\text{発行法人の発行済株式等の総数又は総額}}{\text{譲渡株式等の数}} + \text{金額} (\text{退職給付引当金の額を含む。})$	(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算) 63(1)-21 (算式) $\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \frac{\text{発行法人の発行済株式等の総数}}{\text{譲渡株式等の数}} + \text{金額} (\text{退職給付引当金の額を含む。})$
(借地権を消滅させた場合の譲渡対価の額) 63(2)-7 <u>同令第38条の4第3項第1号</u>	(借地権を消滅させた場合の譲渡対価の額) 63(2)-7 <u>同令第38条の4第4項第1号</u>
(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分) 63(2)-8 <u>措置法令第38条の4第3項第1号</u> (1)	(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分) 63(2)-8 <u>措置法令第38条の4第4項第1号</u> (1)

(2)

(従)

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)

63(2)-9

.....措置法令第38条の4第3項第1号.....

(1)

(2)

(従)

(圧縮記帳に係る積立金がある土地等の帳簿価額)

63(3)-1 積立金.....

.....措置法令第38条の4第5項第1号イ..... 積立金.....

.....

(従) 積立金..... 積立て.....

(2)

(従)

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分)

63(2)-9

.....措置法令第38条の4第4項第1号.....

(1)

(2)

(従)

(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)

63(3)-1 引当金又は積立金.....

.....措置法令第38条の4第6項第1号イ..... 引当金又

は積立金.....

(従) 引当金又は積立金..... 繰入れ又は積立て.....

.....

(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

63(3)-2

.....措置法令第38条の4第5項第1号イからニまで.....

.....

(1)

(2)

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

63(3)-3

(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

63(3)-2

.....措置法令第38条の4第6項第1号イからニまで.....

.....

(1)

(2)

(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)

63(3)-3

改 正 後	改 正 前
.....措置法令第38条の4第5項第1号イからニまで.....措置法令第38条の4第6項第1号イからニまで.....
...	...
(1)	(1)
(2)	(2)
 (異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算)	 (異なる取得価額の土地から成る一団の宅地の一部を譲渡した場合の原価の額の計算)
63(3)-4	63(3)-4
.....措置法令第38条の4第5項第1号イ.....措置法令第38条の4第6項第1号イ.....
(注1)	(注1)
2	2
 (仲介行為者が2以上である場合の原価の額の計算)	 (仲介行為者が2以上である場合の原価の額の計算)
63(3)-5	63(3)-5
.....措置法令第38条の4第5項第1号ホ.....措置法令第38条の4第6項第1号ホ.....
 (造成費の支出がある場合の譲渡土地等の帳簿価額の累計額の計算)	 (造成費の支出がある場合の譲渡土地等の帳簿価額の累計額の計算)
63(4)-1	63(4)-1
.....措置法令第38条の4第6項第1号ロ又はハ.....措置法令第38条の4第7項第1号ロ又はハ.....
.....
 (期末帳簿価額についての見積計算の不適用)	 (期末帳簿価額についての見積計算の不適用)
63(4)-2	63(4)-2
.....措置法令第38条の4第6項第1号ロ(1).....措置法令第38条の4第7項第1号ロ(1).....
(注1)	(注1)
2	2

(概算法による場合の譲渡経費)

63(4)−5

.....措置法令第38条の4第6項.....

(仲介行為の場合における保有期間)

63(4)−6

.....措置法令第38条の4第6項第1号.....

(売主及び買主の双方から報酬を受ける場合の概算法による経費の計算)

63(4)−7

.....措置法令第38条の4第3項第1号.....措置法令第38条の4第6項各号.....

(実額配賦法による場合の経費の範囲)

63(4)−8

.....措置法令第38条の4第6項第2号.....措置法令第38条の4第8項.....

(所得計算上損金の額に算入されない費用)

63(4)−12

.....措置法令第38条の4第8項.....

(注)

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

63(6)−6

(概算法による場合の譲渡経費)

63(4)−5

.....措置法令第38条の4第7項.....

(仲介行為の場合における保有期間)

63(4)−6

.....措置法令第38条の4第7項第1号.....

(売主及び買主の双方から報酬を受ける場合の概算法による経費の計算)

63(4)−7

.....措置法令第38条の4第4項第1号.....措置法令第38条の4第7項各号.....

(実額配賦法による場合の経費の範囲)

63(4)−8

.....措置法令第38条の4第7項第2号.....措置法令第38条の4第9項.....

(所得計算上損金の額に算入されない費用)

63(4)−12

.....措置法令第38条の4第9項.....

(注)

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

63(6)−6

改 正	後	改 正	前
措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 2 号から第 6 号まで	措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 2 号から第 6 号まで	措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 2 号から第 6 号まで	措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 2 号から第 6 号まで
.....
(土地等以外の資産がある場合の取得日)	(土地等以外の資産がある場合の取得日)	(土地等以外の資産がある場合の取得日)	(土地等以外の資産がある場合の取得日)
63(6)-7	63(6)-7	63(6)-7	63(6)-7
措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 3 号から第 6 号まで	措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 3 号から第 6 号まで	措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 3 号から第 6 号まで	措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 3 号から第 6 号まで
.....
(取得日の異なる土地等がある場合の区分)	(取得日の異なる土地等がある場合の区分)	(取得日の異なる土地等がある場合の区分)	(取得日の異なる土地等がある場合の区分)
63(6)-8	63(6)-8	63(6)-8	63(6)-8
措置法令第 36 条の 4 第 35 項第 3 号から第 6 号まで	措置法令第 36 条の 4 第 36 項第 3 号から第 6 号まで	措置法令第 36 条の 4 第 35 項第 3 号から第 6 号まで	措置法令第 36 条の 4 第 36 項第 3 号から第 6 号まで
.....
(注)	(注)	(注)	(注)

-292-

四十 第 64 条～第 65 条の 2 (収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正	後	改 正	前
(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)	(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)	(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)	(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)
64(2)-22	64(2)-22	64(2)-22	64(2)-22
(1)	(1)	(1)	(1)
(2)	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施	(2)	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施
行令第 43 条	行令第 44 条	行令第 43 条	行令第 44 条
(3)	(3)	(3)	(3)
(4)	(4)	(4)	(4)

(特別勘定に経理した後に資産の取壊し等をした場合の調整)

64(3)-11

(1)

(2)

.....措置法第 64 条の 2 第 12 項各号.....

(3)

(特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定)

64(3)-19 措置法第 64 条の 2 第 10 項及び第 11 項.....

(収用証明書の区分一覧表)

64(4)-1

別表 1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
..
..	⑬	※ 1

(特別勘定に経理した後に資産の取壊し等をした場合の調整)

64(3)-11

(1)

(2)

.....措置法第 64 条の 2 第 11 項各号.....

(3)

(特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定)

64(3)-19 措置法第 64 条の 2 第 10 項.....

(収用証明書の区分一覧表)

64(4)-1

別表 1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
..
..	⑬	※ 1

改	正	後	改	正	前
(20)
			※1
		総務大臣
			の認定.....
			※2
			※3

(26)
(i)
.....特別支 援学校及び 幼稚園					
(ii) 国の設置 に係る特別 支援学校					
(iii)					
(iv) 社会福祉 法人の設置 に係る幼保 連携施設 (就学前の 子どもに関 する教育、 保育等の総 合的な提供 の推進に関 する法律第					
(26)
(i)
.....盲学校、 聾学校、養 護学校及 び幼稚園					
(ii) 国の設置 に係る養護 学校					
(iii)					

改	正	後	改	正	前
<p>第1項……</p> <p>(イ) ……<u>児童福</u></p> <p><u>祉法第39条</u></p> <p>第1項……</p> <p>(イ) <u>学校法人</u></p> <p><u>の設置に係</u></p> <p><u>る幼保連携</u></p> <p><u>施設（就学</u></p> <p><u>前の子ども</u></p> <p><u>に関する教</u></p> <p><u>育、保育等</u></p> <p><u>の総合的な</u></p> <p><u>提供の推進</u></p> <p><u>に関する法</u></p> <p><u>律第3条第</u></p> <p><u>2項の認定</u></p> <p><u>を受けた同</u></p> <p><u>項に規定す</u></p> <p><u>る幼保連携</u></p> <p><u>施設をい</u></p> <p><u>う。）を構</u></p> <p><u>成する児童</u></p> <p><u>福祉法第39</u></p> <p><u>条第1項に</u></p> <p><u>規定する保</u></p> <p><u>育所のうち</u></p>			<p>……</p> <p>(イ) ……<u>児童福</u></p> <p><u>祉法第39条</u></p> <p>……</p>		

<u>乳児又は幼児を通じて20人以上を入所させる当該保育所</u>								
(51の2)
(イ)								
(ロ)								
..... (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条…)								
....								
(ハ)							
(ニ)							
(ホ)							

四十一 第65条の2(収用換地等の場合の所得の特別控除)関係

改 (補償金の支払請求があつた土地の上にある建物等の譲渡期間) 65 の 2-5 土地収用法第 46 条の 2 第 1 項「補償金の支払の請求があつた場合」.....	正 (補償金の支払請求があつた土地の上にある建物等の譲渡期間) 65 の 2-5 土地収用法「 <u>土地収用法第 46 条の 2 第 1 項の規定による</u> 補償金の支払の請 求があつた場合」.....
--	--